

# 告 発 状

平成24年7月14日

笠間 治雄 検事総長 殿

## 1、 告発人

三井 環 (市民連帯の会代表 元大阪高検公安部長)

住所 東京都品川区平塚 2-9-1-104

電話 080-3772-0932

ほか別紙告発人一覧表記載のとおり

## 2、 被告発人

①田 代 政 弘 東京地検特捜部検事 (当時)

②木 村 匡 良 同 特捜部主任検事 (当時)

③斎 藤 隆 博 同 特捜部副部長 (当時)

④佐久間 達 哉 同 特捜部部长 (当時)

⑤大 鶴 基 成 同 次席検事 (当時)

⑥岩 村 修 二 同 検事正 (当時)

## 3、 告発事実

①被告発人田代政弘は、平成22年5月17日付捜査報告書 (別添)

において、小沢一郎議員の関与を認める供述をした元秘書石川知裕の取調べ状況について、石川がそのように供述をした事実はなく、事実に反する虚偽の公文書を作成し、その報告書を検察審査会に提出して、検察審査会委員を欺き、起訴議決をさせ、検察審査会の業務を妨害し、また、虚偽の新証拠である捜査報告書を作成し、小沢事件の証拠を隠滅したものである。

②被告発人木村匡良、同斎藤隆博、同佐久間達哉、同大鶴基成、同岩村修二は、共謀の上、上記虚偽公文書作成等の犯人である田代政弘に対する捜査を全くしないで、検察権の正常な行使をせず、何ら正当な理由がないのに、小沢事件の裁判で上記事実が明らかになっても、市民から告発状を提出されるまで、捜査をすることなく、犯人を隠蔽したものである。

#### 4、罪名および罪条

3の① 虚偽公文書作成、同行使 刑法 156条、158条

証拠隠滅 刑法 104条

偽計業務妨害 刑法 233条

3の② 犯人隠蔽 刑法 103条 同 60条

## 5、告発に至る経過

① 本件は小沢事件の裁判において明らかとなったものである。

犯行後、約 2 年有余後、本件犯行が明らかとなったが、検察当局はこれを隠蔽し続けた。

大阪地検特捜部の事件も、半年間も隠蔽し、8 月 21 日の朝日新聞のフロッピーディスク改ざん事件が一面トップ報道されたのを契機に、特捜部主任の前田恒彦検事が証拠隠滅で、逮捕、勾留、起訴され、実刑判決が確定した。その犯人を隠蔽したとして、逮捕、勾留、起訴された特捜部長大坪 弘道、特捜部副部長佐賀元明も有罪判決を受けた。

フロッピーディスク改ざん事件は、押収したディスクの改ざんをしたもの。本件は新たな虚偽の証拠である捜査報告書を作成させて、検察審査会に提出したものである。

前記は裁判所に提出されず、後記は検察審査会に提出され、委員を欺き起訴議決させたものであって、後記の方がより悪質である。

被告発人ら 5 人が、田代の犯罪を隠蔽すれば、告発等がされない限り完全犯罪となるのである。

② 平成24年4月26日の小沢議員の無罪判決においても「  
検察官の任意性の疑いある方法で取り調べを行い、事実に  
反する内容の捜査報告書を作成送付して、検察審査会の判  
断を誤らせるようなことは、決して許されない。本件の証  
拠調べによれば、本件捜査において、特捜部で事件の見立  
てを立て、取調べ担当検察官は、その見立てに沿う供述を  
獲得することに力を注いでいた状況を伺うことができる。  
このような捜査状況が、その背景になっているとも考えら  
れる。しかし、本件の審理経過等に照らせば、本件において  
、事実に反する内容の捜査報告書の作成された経緯等の詳  
細や原因の究明等については、検察庁において、十分調査  
等の上で対応がなされることが相当である」と判断した。

ところが、検察において、本件捜査報告書が作成された  
理由経緯等の詳細や原因の究明等において、十分な捜査が  
行われれば、「記憶の混同」などという説明に一定の合理性  
は認められず、全く捜査がなされなかったことを裏付ける  
ものである。

被告発人田代を逮捕、勾留しないで、嫌疑不十分という処

分をしたことは、事件処理における公平性に大いなる疑問を持たれ、国民だけでなく、裁判所からも信頼を失い、検察は回復できないまでその信用が失墜した。

③ 法務検察の組織的な年間約 6 億円にのぼる裏金事件を、平成 13 年 11 月に当時の原田明夫検事総長、森山真弓法務大臣が記者会見までして、法務検察内部では、裏金づくりは公知の事実であるのに、大嘘をつき、「裏金は、そもそも存在しない。事実無根である」と国民を騙し、その後、法務委員会で鈴木宗男議員らの追及にも、裏金の事実を認めず、隠蔽し続けてきた。その体質と全く同じではないか。告発人の一人である三井環は、裏金事件の口封じとして、逮捕、起訴された人物であるので、このことは知りつくしている。

④ 被告発人田代に対し、嫌疑不十分とした上、減俸の処分をし、本人は依願退職したが、ごまかしの何者でもない。

被告発人田代が作成した捜査報告書と、取調べ録音の反訳書（別添）の比較対照すれば、部分的に、内容が食い違っているというレベルの問題ではなく、その内容は全く別物で、一から十まで捏造というしかない。

本件捜査報告書は、被告発人田代の明確な「故意」なくしては、作成され得ないものであることは、誰の目にも明らかである。「記憶の混同」などという弁解が成立する余地は全くない。

この報告書と録音の食い違いに関して、裁判所はその証拠決定のなかで、「捜査報告書が問答体で、具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考えがたく、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない」と判断した。

- ⑤ また、被告発人木村匡良ら5人の犯人隠蔽については、不作為で犯し得ること、5人に作為義務があることも疑う余地がない。

本来は、被告発人木村ら5人については、被告発人田代との共犯の疑いが強いのであるが、敢えて犯人隠蔽で告発することにした。

被告発人田代が、虚偽の捜査報告書を作成したのは、平成22年5月17日である。その後、小沢裁判において、虚

偽であることが公になったが、その後も捜査することもなく、市民団体から告発され、ようやく捜査を着手した。

これだけの司法を揺るがす重大犯罪で、かつ、上司との罪証隠滅の恐れが強いのに、逮捕、勾留することもなく、「記憶の混同」などとして、嫌疑不十分にしたことは、決して許されるべきではない。

被告発人田代が嫌疑不十分となったとしても、それはあくまで検察内部の処分であって、今後、検察審査会において、強制起訴されるかも知れず、また2年間に渡って犯人隠蔽の捜査をしていないことを勘案すると、被告発人5人を犯人隠蔽で、逮捕、勾留して、事案の真相を明らかにされたい。